

株式会社西日本新聞メディアラボ

求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止指針

2026 年 10 月 1 日制定

1. 目的

当社は、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止し、公正な採用活動を行うため、本指針を定めます。

2. 対象

求職者等：当社の求人に応募した者（直接応募、人材紹介会社経由を含む。）、内定者、採用面接、カジュアル面談、会社説明会、職場見学、インターンシップ又は実習に参加する者、当社の従業員を訪問する者その他これらに類する者

適用者：すべての役員・従業員（採用活動に関わるか否かを問いません）

対面・オンラインを問わず、SNS 等を通じたやり取りを含め、採用に関するすべての活動を対象とします。

3. 基本方針

当社は、求職者等の人格と尊厳を尊重し、セクシュアルハラスメントを行わず、また容認しません。役員・従業員は、立場の優位性を利用した言動を行いません。

4. 禁止行為

- ・ 性的な言動、容姿や私生活に関する不適切な発言
- ・ 性的な関係を求める行為
- ・ 不必要な身体接触
- ・ 私的な食事や面会等への誘い
- ・ 採用への影響を示唆した誘いや要求
- ・ SNS 等を利用した私的な接触

5. 採用活動のルール

当社は、面談等の場所・時間・連絡手段などについてルールを定め、従業員および求職者等に周知します。採用活動に関わる従業員には必要な研修を行います。

6. 相談窓口

求職者等からの相談を受け付ける窓口を設けます。

相談窓口：コーポレートマネジメント本部 soudan@medialab.co.jp

7. 相談後の対応

相談があった場合は、速やかに事実を確認し、相談者への配慮その他必要な措置を講じます。事実が認められた場合は、就業規則に基づき厳正に対処します。事実が確認できなかった場合も含め、再発防止に努めます。相談者等のプライバシーを保護し、相談や調査への協力を理由とする不利益な取扱いはい行いません。

以上